

## 事業報告等のウェブ開示について

法務省民事局

**1 ウェブ開示とは**

事業報告等の株主総会の招集に際して提供すべき書類につき、株主に対する書面等による提供に代えて、事業報告等を含めるべき事項をインターネット上のホームページに掲載する開示方法

**2 ウェブ開示制度の趣旨**

株主に対する情報開示を充実することに伴い、株主総会の招集通知に際して、株主に対して書面等により提供すべき情報が多くなり、印刷代や郵送料等の費用が著しく増大するおそれがある。

その結果、費用を抑えるために書面の量を削減しようとして、株主に提供する情報の内容自体も簡略化されるおそれがある。

そこで、会社法制定時に、情報開示の充実を図る一方で、ウェブ開示制度を認めることとしたものである。

**3 ウェブ開示の対象となる書類****① 株主総会参考書類**

議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類をいい（会社法第301条第1項）、株主に対して、議案への賛否の判断材料を提供するものである。

**② 事業報告**

ある事業年度に係る株式会社の状況に関する重要な事項を報告する書類をいい（会社法第435条第2項）、定時株主総会にその内容を報告しなければならないものである（会社法第438条第3項）。

**③ 計算書類**

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表をいい（会社法第435条第2項、会社計算規則第59条第1項）、定時株主総会の承認を受けなければならないものである（会社法第438条第2項）。

**④ 連結計算書類**

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表をいい（会社法第444条第1項、会社計算規則第61条）、定時株主総会にその内容を報告しなければならないものである（会社法第444条第7項）。

**4 ウェブ開示の対象となる事項**

上記の各書類に記載すべき事項のうち、株主の議決権行使等のために必要な重要な事項については、インターネットの利用が困難な株主やインターネットによる開

示を好まない株主に不利益が生じることを避けるため、ウェブ開示は認めないこととしている。

ウェブ開示の対象となる事項及びウェブ開示の対象とならない事項の概要は、下記のとおりである。

	ウェブ開示の対象となる事項	ウェブ開示の対象とならない事項
株主総会参考書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>右記の事項以外の記載事項（提案の理由，株主の議決権の行使について参考となると認める事項等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案</li> <li>株主総会参考書類に記載することとする事業報告の記載事項のうち，ウェブ開示の対象とならない事項</li> <li>ウェブ開示を行うホームページのURL</li> <li>監査役等がウェブ開示を行うことに異議を述べている事項</li> </ul>
事業報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>右記の事項以外の，株式会社の現況に関する重要な事項，会社役員に関する重要な事項，株式に関する重要な事項及び新株予約権に関する重要な事項</li> <li>株式会社の状況に関する重要な事項</li> <li>業務の適正を確保するための体制についての決定等の内容の概要</li> <li>会社を支配する者の在り方に関する基本方針</li> <li>辞任した会社役員等に関する事項</li> <li>会社役員の重要な兼職の状況</li> <li>社外役員に関する事項</li> <li>会計監査人に関する事項</li> </ul>	<p>(株式会社の現況に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要な事業内容</li> <li>主要な営業所等の状況</li> <li>主要な借入先及び借入額</li> <li>事業の経過及びその成果</li> <li>資金調達，合併等についての状況</li> <li>直前3事業年度の財産等の状況</li> <li>重要な親会社及び子会社の状況</li> <li>対処すべき課題</li> </ul> <p>(会社役員に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会社役員の氏名，地位及び担当</li> <li>会社役員の報酬等に関する事項</li> <li>監査役等が財務及び会計に関する知見を有しているときは，その事実</li> </ul> <p>(株式に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上位10名の株主の氏名等</li> </ul> <p>(新株予約権に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役員等の新株予約権の保有状況</li> <li>監査役等がウェブ開示を行うことに異議を述べている事項</li> </ul>
計算書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別注記表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別注記表以外のもの</li> </ul>
連結計算書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>全てのもの</li> </ul>	